

覺書

（以下甲という）と （以下乙という）は、末尾記載の甲乙境界線上に存する乙の越境物の取扱について、下記の通り覚書を締結する。

よって、これを証するため本書2通を作成し、各自その1通を保有する。

記

第1条

甲と乙は、現地において乙所有の『縁石の一部』が甲所有地に越境していることを確認する。

第2条

乙は将来、甲乙境界際に存する乙所有擁壁の再築等を行う際は、当該越境物について自己の責任と負担において撤去するものとし、甲は承諾する。

第3条

前条の時までに、甲の土地利用において当該越境物が支障となった場合、甲は乙に対し事前に通知のうえ、甲の責任と負担において当該越境物を撤去することを乙は承諾する。

第4条

乙は、当該越境物が占有している部分の土地に対して一切の権利の主張をしないものとする。また、甲は、乙の越境物が自己所有地を占有していることについて、乙へ損害金、公租公課等の請求をしないものとする。

第5条

甲及び乙は、各々の不動産を第三者に所有権移転または地上権・賃借権その他権利を設定した場合、本覚書に定める合意事項を当該第三者に承継させるものとする。

第6条

本覚書に定めなき事項については、甲乙誠意をもってこれを処理解決するものとする。

以上

【物件の表示】

甲所有地 伊丹市桑津二丁目353番

乙所有地 伊丹市桑津二丁目3 5 4番1

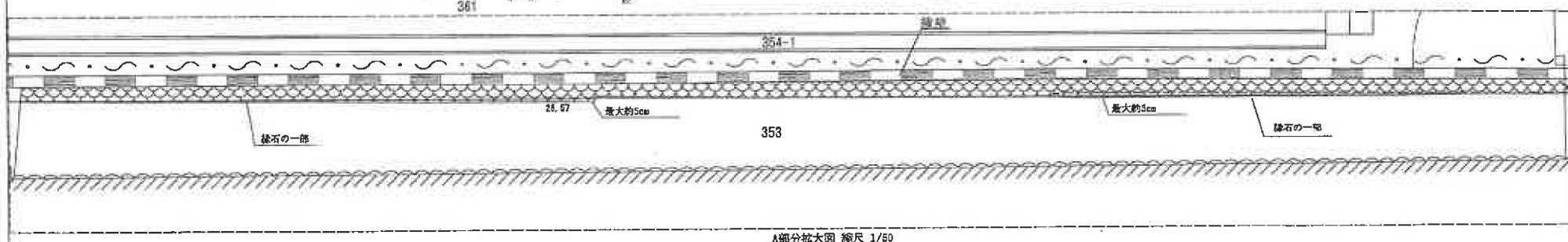
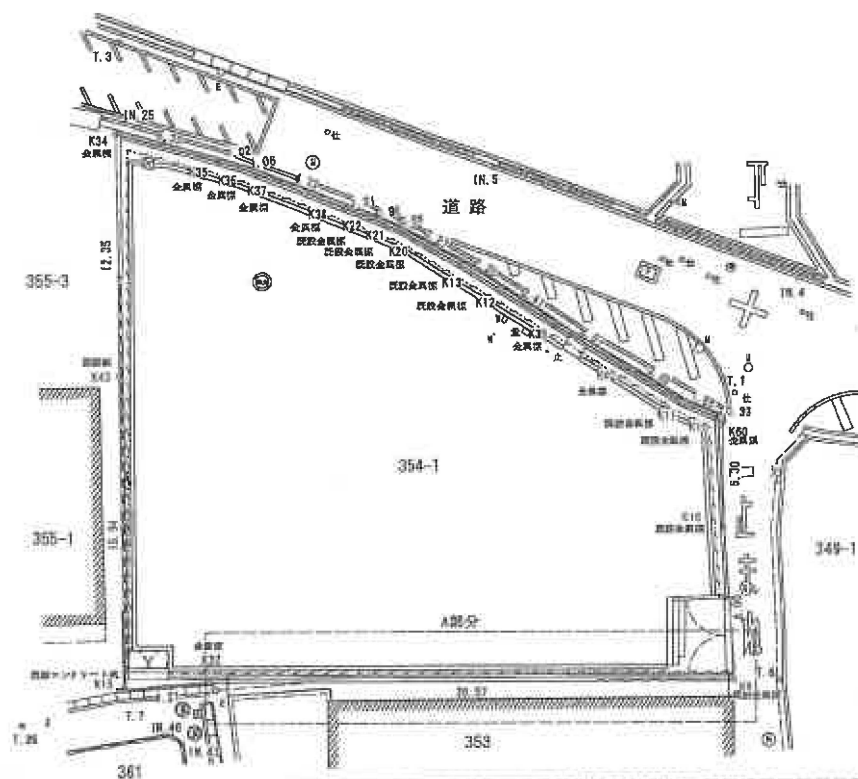
令和 年 月 日

(甲) 住 所

氏 名

(乙) 住 所

氏 名



A部分放大図 縮尺 1/50

所 在 伊丹市桑津二丁目354番1

SCALE

1 : 250

越境写真

